

第7章 都市機能及び居住の誘導のための施策

1. 都市機能を維持・充実するための施策

①届出制度の活用

都市機能誘導区域外に立地する誘導施設については、都市再生特別措置法第108条に基づき届出が必要となることから、届出を活用し、必要に応じて都市機能誘導区域内への立地促進を図ります。

②駅を中心としたまちづくり

「近鉄結崎駅周辺地区まちづくり基本計画」を策定し、公共交通の利便性を高める交通結節機能や、町の魅力を発信する情報発信機能の向上を目指すとともに、駅と東西市街地のアクセス機能の向上・周辺商業施設との連携により駅周辺の魅力創造に取り組みます。

③都市機能誘導区域内未利用フロアや公的不動産の活用

都市機能誘導区域内に未利用なフロア等がある場合、都市機能誘導施設などとしての活用について検討を行います。（公共施設の空きスペースや大規模商業施設の空きフロア等を活用）

また、公的不動産の調査を行い、定期借地等による有効活用方策について検討します。

④民間事業者に対する支援

都市機能誘導区域への誘導施設の立地を促進するため、「川西町企業立地促進条例」に基づく企業立地奨励金制度の見直しを含めた活用方策について検討を行います。

⑤公共施設の立地促進

公共施設の再編等にあたっては、地域の状況を考慮しつつ、公共施設の用途に応じて、施設の都市機能誘導区域への立地を念頭に検討を行います。

⑥住民や民間団体との連携

都市機能誘導区域内に誘導施設を誘導又は維持するため、事業者・行政・不動産業界・住民との情報交換などの連携強化に努めます。

また、都市機能誘導区域の高質化に寄与する住民活動の促進を支援するために、「川西町町民提案型まちづくり事業補助金」制度の見直しを含めた活用方策を検討し、住民と行政が一体となった「住民参加型」のまちづくりの推進を図ります。

2. 居住を促進するための施策

①届出制度の活用

居住誘導区域外に一定規模以上の住宅を建築する際には、都市再生特別措置法第88条に基づき届出が必要となることから、届出を活用し、必要に応じて居住誘導区域内への立地促進を図ります。

②周辺地域と連携したまちづくり

川西町だけで全ての都市機能を満足させるのは現実的ではありません。結崎駅までのアクセス性を向上させ、周辺地域の施設も含めて利用しやすい環境を整えます。

③居住誘導区域における住宅供給

不動産業者と連携した住宅情報の発信による若い世代のための住宅地供給に取り組むと共に、居住誘導区域内の空き家の有効活用を行います。

④住み良い居住環境の整備

居住地としての魅力を高めるため、まちなぎわい交流拠点である結崎駅周辺において、地域住民が集まりやすく憩うことができる空間や、誰もが安心・安全・快適に利用できる環境を整えます。

3. 公共交通に関する施策

1) 基本的な考え方

まちづくりと公共交通の取り組みは、相互に連携を図りながら進める必要があります。

本計画は、川西町地域総合交通戦略と密接に関係しており、交通戦略における様々な事業の展開により好循環を生み出し、人口減少・高齢社会に適応可能な都市づくりを進めていくこととします。

2) 公共交通に関する取り組み

①目標と基本方針

目標		基本方針
目標1	誰もが移動しやすい交通ネットワークの形成	歩いて楽しむ交流拠点（にぎわい交流拠点・教育交流拠点）づくり
		公共交通ネットワークの維持と利用促進
目標2	賑わい・産業振興をもたらす交通基盤の構築	町の玄関口にふさわしい結崎駅及び駅周辺の整備
		産業振興に資する交通基盤の形成
		観光資源を活かす交通基盤の形成
目標3	住民との協働による施策の推進	住民と進める公共交通利用促進

②施策・事業体系

基本方針	施策・事業
歩いて楽しむ交流拠点（にぎわい交流拠点・教育交流拠点）づくり	・交流拠点エリアの歩行空間整備
公共交通ネットワークの維持と利用促進	・駅前広場での利便施設整備
町の玄関口にふさわしい結崎駅及び駅周辺の整備	・利用しやすい結崎駅の整備（駅舎、駅広、駐輪場等） ・駅周辺地区の一体的整備による賑わいづくり（周辺道路・広場等）
産業振興に資する交通基盤の形成	・町の骨格を形成する道路整備 ・企業送迎バスに対応した交通結節点（結崎駅）の整備
観光資源を活かす交通基盤の形成	・来訪客（徒歩・自転車）への利便施設等の整備 ・周遊観光ルートの情報発信
住民と進める公共交通利用促進	・住民との協働によるコミュニティバス等公共交通の利用促進